

日医発第983号（健 I 271）
令和4年3月23日

都道府県医師会長 殿

公益社団法人 日本医師会
会 長 中川 俊 男
(公印省略)

「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」がんに関する留意事項の統計等データの更新について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度、厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課長より本職宛に件名について、周知依頼がございました。【別添1】

治療と職業生活の両立支援のためには、企業、産業医等の産業保健関係者、医療関係者、地域の支援機関などの関係者が必要に応じて連携することが重要であることから、「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）が取りまとめられた旨につきましては、平成28年3月3日付け日医発第1102号【別添2】にて、既にご連絡しているところであります。

今般、ガイドライン掲載の参考資料「がんに関する留意事項」の統計等データが更新されましたので、ガイドライン（令和4年3月改訂版）および「企業医療機関連携マニュアル」（以下、「マニュアル」という。）（令和3年3月改訂版）を併せてお届けいたします。本件の趣旨を御理解いただき、貴会会員ならびに貴会関係郡区医師会等への周知方につきまして、特段のご高配を賜われますよう、お願い申し上げます。

また、ガイドラインおよびマニュアルは、下記URL（厚生労働省）に掲載されていることを、併せて申し添えます。

記

厚生労働省webサイト「治療と仕事の両立について」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000115267.html>

以上

別添1

事務連絡
令和4年3月15日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省労働基準局
安全衛生部労働衛生課長
(契 印 省 略)

「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」がんに関する留意事項の 統計等データの更新について

厚生労働行政の運営につきましては、日頃から格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

治療と仕事の両立支援対策については、平成28年2月23日付け基発0223第5号、健発0223第3号、職発0223第7号「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドラインについて」に基づき、本ガイドラインの周知徹底により事業者等の取組の推進を図っているところです。

今般、「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に掲載している参考資料「がんに関する留意事項」の統計等データを更新し、企業医療機関連携マニュアルと併せて貴会宛てに送付させていただいたところです。

これらにつきましては厚生労働省ウェブサイトに掲載しておりますので、この内容について御了知いただくとともに、都道府県医師会への周知に御協力いただきますようお願いいたします。

【参考】

厚生労働省ウェブサイト「治療と仕事の両立について」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000115267.html>

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部
労働衛生課 治療と仕事の両立支援室
(担当) 内田、伊藤
電話：03-5253-1111 (内線 5578)
E-mail： ryoritsushien@mhlw.go.jp

日医発第1102号(地Ⅱ209)
平成28年3月3日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
横倉 義 武

事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドラインについて

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度、標記の件について、別添のとおり厚生労働省労働基準局長、同省健康局長並びに同省職業安定局長より、本職宛にその周知について協力依頼がありました。

近年、高齢化の進展等により、労働安全衛生法に基づく一般健康診断の結果、異常所見が認められる者が5割を超えるなど、健康上何らかの問題や疾病を抱えながら働く方々が増加する傾向があります。また、一方で診断技術や治療法の進歩により、疾病を抱えていても離職や休職をせずに治療を受けながら仕事を続けられる可能性が高まってきています。

治療と職業生活の両立支援のためには、企業のみならず、産業医等の産業保健関係者、医療関係者、地域の支援機関などの関係者が必要に応じて連携することが重要となりますが、特に企業における取組みを促進するため、今般、厚生労働者では、企業向けのガイドラインとして、「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」を取りまとめました。

また、参考資料として、事業者と医療機関との情報共有のための様式例や特に課題となっているがん患者の支援に役立つよう、がんに関する基本情報や支援に当たっての留意事項がまとめられています。

つきましては、本件の趣旨をご理解の上、貴会関係郡市区医師会等に対する周知方につきまして貴職の特段のご高配をお願い申し上げます。